

1. 現行の指針の概要

効果的な消防活動を実施するために、消防ポンプ自動車やはしご自動車、化学消防車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、多様な機能を有する消防用自動車等を地域の実情に応じて配置することとしている。

2. 現状と課題

規定されている、特殊車等の例示が現状と合っていないところがある。

「林野火災工作車」や「防災工作車」は、資器材搬送車や支援車等に置き換わる傾向にあり、近年の導入状況も減少傾向にある。

【特殊車等】

第16条 第5条、第7条から第9条まで及び前4条の規定による消防のための出動に使用する自動車等のほか、火災の鎮圧、災害の防除等のため、排煙車、林野火災工作車、防災工作車、後方支援車、航空機等（以下「特殊車等」という。）を地域の実情に応じて配置するものとする。
（以下省略）

3. 対応策・考え方

毎年実施している「消防防災・震災対策現況調査」の特殊車等に関する統計を参考に、導入状況や近年の時勢を踏まえた例示に見直すことが適当ではないか。（表1）

（表1）消防防災・震災対策現況調査による特殊車等の導入状況（平成26年から平成30年までの5年間）

年	広報車	資器材搬送車	屈折放水塔車	自動二輪車	水槽車	林野火災工作車	電源照明車	排煙・高発泡車	空気充填車	破壊工作車	レッカー車	クレーン車	震災救難車	支援車	人員輸送車	給食給水車	移動無線電話車	防災指導車	起震車	消防水利システム	海水利用型	無人消火ロボット	無人航空機
H26	2,840	1,276	8	217	638	50	73	27	23	17	4	9	5	241	294	18	12	91	62	18	6	—	
H27	2,791	1,313	8	218	633	50	66	27	23	18	4	7	5	266	294	17	12	82	61	22	6	—	
H28	2,796	1,350	7	218	627	50	64	27	23	16	4	7	5	270	308	18	13	76	60	24	6	—	
H29	2,841	1,383	8	205	622	48	58	25	23	14	5	9	5	281	328	16	14	69	61	24	7	—	
H30	2,854	1,398	9	240	625	35	57	27	23	12	3	10	5	283	327	16	14	66	62	23	7	98	